

## 健康保険法

被扶養者の認定における年間収入  
の取扱い

いつもお世話になっております。

健康保険法に関わる、被扶養者の認定での「年間収入」の取扱いが、来年度である令和8年4月1日より変更となります。また詳細がでておりませんが、概要をご案内致します。

## 「年間収入」の取扱いについて

変更前：認定対象者の過去の収入現時点の収入または将来の収入見込みなどから、  
今後1年間の収入見込み

変更後：労働契約で定められた賃金(※)から見込まれる年収

(※)…労働基準法第11条に規定される賃金といい、  
諸手当及び賞与(契約で確認しているもの)も含まれる。

そして、重要な変更点として、労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合は、労働契約の内容がわかる書類添付及び、当該認定対象者の給与収入のみである旨の申し立てを必要とあります。

つまり、給与収入がある方は、扶養に入る場合は今後、労働契約書が必須となります。

扶養に入られる方で給与収入のある方は、基本的に

パートやアルバイトの方かと思います。今後、正社員ではないので、パートやアルバイトであることを理由に労働契約書を作成していない場合、従業員側から扶養に入れないことになってしまいます。

作成できていない場合は、この機会に見直し下さい。

年末年始休業の  
お知らせ

誠に勝手ながら

12月26日(金)～  
1月4日(日)は

休業させて頂きます。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。